

# 入学後必ず 知ってほしいこと

- 1 学内でのマナー ..... P16
- 2 学生への伝達 ..... P16
- 3 学生証 ..... P16
- 4 授業料などの納入 ..... P17
- 5 下宿・アパートなどの閲覧 ..... P17
- 6 奨学金制度 ..... P17
- 7 災害・傷害・賠償責任保険 ..... P18
- 8 健康管理 ..... P19
- 9 車両運転および車両通学 ..... P20
- 10 通学定期乗車券の購入 ..... P21
- 11 学生旅客運賃割引証(学割証) ..... P22
- 12 放置物について ..... P22
- 13 紛失物や拾得物について ..... P22
- 14 敷地内全面禁煙について ..... P22
- 15 学内LANの利用について ..... P22

# 1 学内でのマナー

大学規程や定められたルールをよく守り、他人に迷惑や不快感を与えることがないように行動してください。

# 2 学生への伝達

## 掲示

学習上のことから、その他学生に対する通知や連絡について、すべて”掲示板”にて行います。最低1日1回以上確認することを習慣化し、各種連絡を見落とさぬよう十分に留意してください。

### 歯学部

- 1年生…講義棟1階 ※
- 2・3・4・6年生…第3講義棟1階
- 5年生…臨床講義室

※試験期間中は、第3講義棟1階に掲示

### 薬学部

- 1年生…薬学部棟1階
- 2・3・4・5年生…薬学実習棟
- 6年生…薬学部棟2階

## 電話による問合せ

大学への電話による問い合わせ(休講その他授業および試験に関すること・学校行事など)は、間違いを生じやすく、事務上の支障になり得るため、一切応じません。

また、外部からの学生への連絡取り次ぎを依頼されることがあっても、家族の不慮の事故・不幸等、特別の場合を除いては原則として一切応じません。

**※ご両親ならびに友人等にあらかじめ知らせてください。**

# 3 学生証

学生証は奥羽大学の学生であることを証明する重要な身分証明書です。下記事項に十分留意して取り扱ってください。

**1 学生証には学籍番号が記されています。これは本学の学生であることを示したものです。学籍番号の最初の数字(例の㊦)は学部学科、次の数字(例の㊧)は入学年度、最後の三桁の数字(例の㊨)が個人番号となります。学籍番号は在学中も、卒業後も変わらないので必ず覚えてください。**

例 5 20 002 : 歯学部歯学科に2020年に入学した  
 ㊦ ㊧ ㊨  
 学籍番号2番の学生  
 歯学部歯学科……………5ではじまる番号  
 薬学部薬学科……………7ではじまる番号



**2 学生証は常時携帯し、他人に貸与または譲渡しない**てください。

学内における試験受験や証明書交付の時など、また学外においては通学定期券や学生割引乗車券の購入時、その他請求があった時に呈示する義務があるので、必ず携帯してください。

❸ 学生証を紛失したときは、最寄りの警察署に届け出ると共に、学生課・学事課に連絡してください。他人に不正使用されることがあります。

(学生証再交付申請については49ページ参照)

❹ 退学・除籍・卒業の場合は直ちに返納してください。

## 4 授業料などの納入

授業料などの納付金は、所定の期日内に納入してください。納入が確認できない場合には試験が受けられないばかりか、除籍となってしまう場合もあります。

## 5 下宿・アパートなどの閲覧

学生課・学事課では下宿・アパートの斡旋はしていませんが、下宿・アパートの資料がありますので、閲覧希望の学生は申し出てください。

閲覧時間 月～金曜日：午前8時45分～午後5時

## 6 奨学金制度

奨学金は人物・学力ともに優れ、かつ健康で経済的理由により就学が困難な学生を対象としています。主なものとしては日本学生支援機構の奨学金制度があり、下記スケジュールの通り選考を行います。他には奥羽大学独自の奥羽大学影山晴川育英奨学基金があり、給付資格を有する学生の中から選考されます。それ以外の地方自治体や民間団体の奨学金制度については、公募があればその都度掲示します。

### 1 日本学生支援機構奨学金(2019年度予定)

奨学金の種類	貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 (無利子貸与)	2・3・4・5.4万円より受給者が選択*	2・3・4・5・6.4万円より受給者が選択*
第二種奨学金 (有利子貸与)	2～12万円より1万円単位で受給者が選択 (歯学履修者は月額12万円を選択した場合に限り、4万円の増額が可能) (薬学履修者は月額12万円を選択した場合に限り、2万円の増額が可能)	

\*最高月額を選択するには収入条件を満たしていることが必須です。

選考スケジュール	
4月中旬～5月上旬	奨学生募集説明会・応募書類提出
5月下旬	推薦者決定
6月下旬～7月中旬	奨学生採用説明会・返還誓約書提出
12月下旬～1月下旬	継続願説明会・継続願提出

上記スケジュールに限らず、奨学生として推薦できる場合があります。学生課・学事課へ気軽に相談してください。

## 2 その他の奨学金制度

地方自治体や民間団体の奨学制度は募集期間も一定ではなく、個人で申請するものが多いのが現状です。**公募があったものについては掲示板に告知しますが**、特に地方自治体の奨学制度については直接問い合わせることも必要です。

※学生課・学事課に気軽に相談してください。

# 7 災害・傷害・賠償責任保険

本学の全学部学生は、父兄会のご負担により、(公財)日本国際教育支援協会が運営する保険に加入しています。

## 1 学生教育研究災害傷害保険(学研災)

学生が在籍する大学の国内外における「正課中」「学校行事」「学校施設の移動中」「課外活動」といった、教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に、保険金の給付を受けることができます。

1) 保険料：1,020円(1人あたり)

2) 保険金の種類：死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金、入院加算金、接触感染予防保険金

※事故の状況や治療・入院日数等によって給付額が異なります(免責事由に該当する場合、保険金対象外となる場合もあります)。詳しくは学生課・学事課に相談してください。

3) 事故が起きたときの手続き

保険の対象になると思われる事故が発生したときは、遅滞なく学生課・学事課、及び保険会社まで連絡してください。連絡が遅れた場合には、保険金が減額されて支払われることがありますので、注意してください。

・事故の日時 ・事故の発生場所 ・事故の状況 ・傷害の程度

## 2 学研災付帯賠償責任保険

1) 医学生教育研究賠償責任保険(医学賠) ※歯学部学生のみ

医療関連実習を含む、大学の正課、学校行事、課外活動及びその往復中において、不慮の事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより被る法律上の損害賠償責任を補償します。なお、保険会社と被害者との示談交渉サービスはなく、保険会社の助言に基づき、学生自身が示談交渉を進めることとなります。

① 保険料：500円(1人あたり)

② 支払限度額：対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円程度(免責金額0円)

2) 学生教育研究賠償責任保険(学研賠) ※薬学部学生のみ

薬学教育実務実習を含む、大学の正課、学校行事、課外活動及びその往復中において、不慮の事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより被る法律上の損害賠償責任を補償します。なお、保険会社と被害者との示談交渉サービスはなく、保険会社の助言に基づき、学生自身が示談交渉を進めることとなります。

① 保険料：340円(1人あたり)

② 支払限度額：対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円程度(免責金額0円)

3) 事故が起きたときの手続き

これらの保険の対象になると思われる事故が発生したときは、遅滞なく学生課・就職課、及び保険会社まで以下の内容を連絡してください。連絡が遅れた場合には、保険金が減額されて支払われることがあります

ので、注意してください。

- 自分の氏名、年齢、在籍する大学名
- 事故の発生日、時刻
- 事故の発生場所
- 被害者の氏名、年齢
- 事故の原因
- 被害(傷害、損壊等)の程度

#### 【保険金請求先(事故報告窓口)】

東京海上日動事業所 本店損害サービス部 学校保険コーナー

TEL 0120-868-066(フリーダイヤル)

## 8 健康管理

### 1 定期健康診断

疾病の早期発見を目的として**学校保健安全法**の定めにより実施しています。4月の所定の日に実施しますので、必ず受診してください。やむを得ず受診できない場合は、胸部X線撮影や麻疹抗体検査などを含む指定の項目を**自己負担にて受診**することとなります。なお、毎年定期健康診断を受けていない学生は、**4**の各種抗体検査を受けられません。それにより臨床実習・実務実習に参加できない等の不利益を被ることとなります。

### 2 保険証

保護者の元を離れて一人暮らしを送っている学生にとって万一の病気や怪我は不安なものです。手元に保険証がないと医療費は全額自己負担となる場合があります。万が一の場合に備えて、自宅通学者以外の学生は教務課・学事課から**在学証明書**の交付を受けて保護者の加入している健康保険機関に提出し、**自分の保険証の交付手続きをしてください**。なお、平成16年4月より社会保険では1人1枚の保険証が交付されています。

### 3 附属病院での診療

本学附属病院の診療科目は、予診科、総合歯科、口腔インプラント科、地域医療支援歯科、口腔外科、歯科麻酔科、矯正歯科、小児歯科、放射線科、内科、外科、呼吸器内科及び耳鼻いんこう科です。受診の際は必ず**保険証ならび学生証を附属病院2階の病院窓口**に呈示してください。

### 4 各種抗原抗体検査・ワクチン接種

主に臨床実習・実務実習前に院内感染防止のため、HBs抗原抗体検査をはじめとする各種抗体検査を実施しています。この検査を受けていない場合、実習先から受入拒否される場合があります。

なお、インフルエンザワクチンの接種については学年を問わず推奨します。

#### 実施時期

	入学・編入学時	4年次
歯学部	麻疹抗体検査	HBs抗原抗体検査
薬学部	麻疹・風疹・水痘(水ぼうそう)・ムンプス(おたふくかぜ)抗体検査	HBs抗原抗体検査

## 9 車両運転および車両通学

通学のために学内駐車場利用を希望する者は、学内車両管理規約により、大学へ許可願を提出し、許可を受けなければなりません。正しく手続きをとっていない者は、学内に車両を乗り入れさせることはできません。交通事故等から学生の身を守り、事故等による国家試験受験資格の喪失を防止することを目的としておりますので、必要な手続きやルールを遵守してください。

### 1 運転免許証所有者心得

- 1) 自動車、自動二輪車および原動機付自転車(以下「車両」という。)の運転免許証を有する者は、交通法令を厳守し安全運転に努めること。
- 2) 運転免許証を有する者および本人が常時運転するための車両を有する者は、「運転免許証および車両届」を必ず大学に提出すること。在学中新たに運転免許証、車両の取得および取得内容の変更、もしくは車両変更または自動車などを保有しなくなったときも同様とする。
- 3) 大学の内外を問わず交通事故を起した場合は、必ず事故内容の詳細を「事故届」に記載して遅滞なく学生課・学事課に届けること。
- 4) 大学が主催する交通安全講習会は運転免許証取得予定者も含め、毎年必ず受講すること。(毎年6月に開催します。)
- 5) 車両の貸借は事故の原因となるので厳に慎むこと。
- 6) その他必要に応じ大学が定めたこと。

〔注〕①上記事項に違反した場合には、学内駐車許可の取り消しまたは許可を与えないことがある。

- ②ひき逃げ(当て逃げ)、飲酒運転やスピード違反など運転者の重大な過失により交通事故を起した場合には、懲戒処分の適用もあるので十分注意すること。特に悪質な人身事故については最高退学処分に至る措置を講ずることがある。

### 2 学内駐車

学内への車両の乗り入れを希望する者は、「車両運転通学許可願」に必要事項を記入のうえ指定期日までに学生課・学事課に提出し、学内車両管理委員会の許可を得なければなりません。車両の変更があった場合も、その都度すみやかに許可を得なければなりません。

#### 1) 申請が必要な車両

自動車<sup>※1</sup>、及び排気量126cc以上の自動二輪車で、いずれも対人賠償額無制限の任意保険に加入していることを条件とする。

※1 車体の長さ490cm、幅185cm、高さ195cmのいずれかを超える場合は許可できない。

※2 車両運転通学許可願の記載内容が事実と異なる場合や、学内車両管理規約違反のときは許可を取り消す。

#### 2) 申請に必要な書類

- ①運転免許証 ②車両運転通学許可願 ③自動車検査証 ④自賠責保険証  
⑤任意保険証 ⑥交通安全講習会受講証明書

3) 自動車を駐車場に駐車した場合、出庫の度に駐車料金200円を徴収する。なお、紙幣及び1円、5円貨幣は使用することができない(1階駐車場は500円貨幣の使用も不可)。

4) 駐車場の利用を許可された者は下記事項を遵守すること。

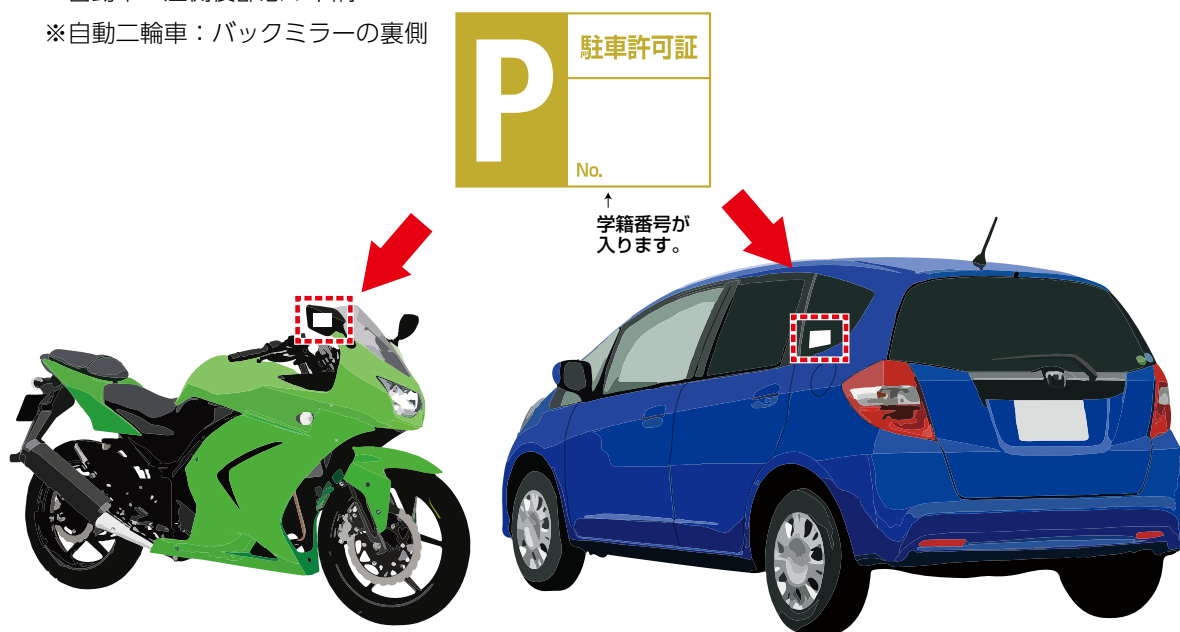
- ①大学が指定する駐車場に整然と駐車すること。



②自動車および自動二輪車は駐車許可証(ステッカー)を指定された箇所に貼付しておくこと。

※自動車：左側後部窓の下隅

※自動二輪車：バックミラーの裏側



③駐車場内における自動車等の盗難・滅失・毀損等の事故について、一切責任を負わない。

④駐車場では係員の指示に従うこと。

⑤大学構内での制限速度は時速20km以下とし、これを超えてはならない。

⑥大学構内をみだりに乗り回さないこと。

⑦駐車場から学内の道路および公道に出る場合は必ず一時停止を行い、他の車両および歩行者の安全を図ること。

⑧駐車許可証の貸借は厳禁する。また、車両通学の必要がなくなったときは直ちに学生課・学事課へ届けること。

⑨車両の貸借は厳に慎むこと。

⑩車検などにより一時的に代車で通学する際には、学生課・学事課にて**代車許可証**の交付申請を行うこと。

5) 大学が指定する駐車場以外の場所に駐車したり、その他の項目に違反した場合は、警告書および口頭による警告を行う。**違反回数が年2回を超えた場合は、期間を定め学内駐車の許可取消処分を行うことがある。**

6) 自動二輪車・自転車で通学する際には必ず指定された場所(**キャンパスマップ6~7ページ参照**)に駐輪すること。駐輪場での盗難などの保証は一切行わないため、各自で責任をもって施錠すること。放置された自動二輪車・自転車は撤去する。

※近年、自転車の損害賠償責任が問われる事故が多発しています。交通事故防止のため、**自転車通学者も大学主催の交通安全講習会を受講すること。**

## 10 通学定期乗車券の購入

通学定期乗車券を購入するときは、各年度(学年)の最初の購入時に通学証明書が必要です。学生課・学事課に申請すると休校日を除く2日後に交付されます。証明書の有効期限は発行日から1カ月以内です。

**(詳細は49ページ参照)**

## 11 学生旅客運賃割引証(学割証)

学割証はJR各線を利用して片道101km以上旅行する場合、鉄道普通運賃が2割引になります。年間の発行枚数に制限はありませんが、一回の申請における上限は4枚となります。学生課・学事課に申請すると休校日を除く2日後に交付されます。学割証の有効期限は発行日から3カ月以内です。なお、学生8名以上の団体に教職員を引率者として旅行する場合は団体学生運賃割引制度があり、鉄道普通運賃が5割引、JRバス運賃が貸切り利用に限り2割引になります。

(詳細は49ページ参照)

## 12 放置物について

校内の各施設は学内外のさまざまな人が使用します。教室や体育施設、ロッカー周辺等の放置物については、学生課・学事課が1カ月に1回以上の頻度で不定期に回収・廃棄を行います。回収されないよう、また盗難の被害に遭わないよう、私物の管理をしてください。

## 13 紛失物や拾得物について

学内で私物を紛失した場合、また落とし物を拾った場合は、すみやかに学生課・学事課に届け出てください。

## 14 敷地内全面禁煙について

健康増進の観点から、平成22年2月1日より敷地内は全面禁煙です。

### 奥羽大学禁煙推進宣言

奥羽大学は、医療系大学として喫煙対策及び禁煙支援を推進することが医療人の責務であると認識し、ここに禁煙推進宣言を行う。

- 1.本学敷地内全面禁煙を行う。
- 2.本学学生及び教職員の禁煙を推進する。
- 3.喫煙の健康に及ぼす悪影響について、正しい知識の普及啓発を行う。
- 4.禁煙希望者に対する禁煙の助言と支援を行う。
- 5.附属病院は禁煙推進活動に積極的に参加し、行動する。
- 6.本学学生に対して喫煙と健康及び禁煙支援についての教育を行う。

平成21年12月18日 奥羽大学 学長

## 15 学内LANの利用について

学内指定の設置場所において、学内LANを利用することができます。原則、学習環境としての設備となりますので、有意義な活用をお願いします。



## 1 利用対象者

情報処理室IDを持つ在学生全員(持込みPC、スマートフォン等で接続可)

※ウイルス対策がされていないPCは接続不可

## 2 利用可能場所

### ●Wi-Fi(無線LAN)

中央棟：2階図書館内、3階学生ホール、3階自習室

第3講義棟：1階各教室、1階ホール、2階各教室、3階各教室

記念講堂：1階事務局

学生食堂「ハーモニー」：北側全域

薬学部自習室「グッディーズ」：全域

薬学部棟：1階511教室、512教室、513教室、514教室

2階521教室、522教室、523教室、524教室

3階531教室、535教室、537教室

薬学実習棟：1階111教室、114教室、117教室

2階121教室、123教室、125教室

3階132教室、134教室

### ●情報コンセント(有線LAN)

中央棟6階教1・2・3

研究室

## 3 接続方法

### ●無線LAN(スマートフォン、タブレット)

- 1) Wi-Fi接続先名「ohu-u-wifi」を選択
- 2) 接続パスワード「ohu-u-wifi」を入力し、接続
- 3) 接続後表示される「奥羽大学学内ネットワーク検疫システム」ページにて「その他OSはこちら」を選択
- 4) 情報処理室にて与えられるユーザーIDとパスワードを入力する。

### ●有線LAN(持込みPC等)

- 1) ブラウザソフト(Internet Explorer、Google Chromeなど)を起動し、インターネットに接続する。
- 2) 接続後表示される「奥羽大学学内ネットワーク検疫システム」ページにて「Windows Japanese / English」を選択
- 3) ポップアップの案内画面から実行ファイルを選択(検疫の実施)
- 4) 「検疫システムクライアント」画面において、情報処理室にて与えられるユーザーIDとパスワードを入力する。

※12時間の認証となり、タイムアウト後は再度接続する必要があります。